

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年9月21日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

福祉政策の充実について

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(案)の目的は、地域共生社会を実現することにあると承知しております。それは、障害者福祉のレベルを一段階、今よりも上げていくことであると理解するとともに、社会全体でその先に創り出す障害者福祉には共感し、同意します。

本条例(案)の基本理念について、障害者福祉に関わる関係者の多くはすでに認識しているであろうし、サービス提供事業者としても、理想の障害福祉の実現を目指し行動していると感じます。そしてその実現には、本条例(案)の第2条 2 に明記されている「社会環境の整備」が大きなポイントであり、それには行政の理解と協力が不可欠であると確言し、以下、申し述べます。

【条例(案)～当事者目線の障害福祉推進に直結する環境整備について】

この当事者目線というのが、非常に難しい課題であると考えます。意思決定支援・自己決定支援というのは、けっして容易に行うことが出来る支援ではありません。人の主観を他人が客観的に読み取ることは、とても難しいことだからです。

求める福祉サービスについて、当事者とそのご家族とでも認識の違いがあることがあります。そのご家族が親である場合と、兄弟姉妹である場合とでも、違いが生じることがあると感じます。

仮にこれまでの生活の中で、当事者が我慢を強いられることが多かった場合、本音・本心を表現出来ないケースもあることは容易に想像出来ます。またその逆も、しかりです。

また、サービス提供側として日頃から接している利用者に対し、支援員が提供したいと考えるサービスと、行政側が提供すべきとするサービスとに微妙なズレがあると感じることがあります。現在の人員配置基準の中で、現実的に提供出来るサービスの限界もあります。

どんなに優秀なベテランの支援員でも、後から「自分の支援はズレていた」、「自分の支援は間違っていた」と思い返すことは多々あること。支援員の経験則が支配してしまうこともあると思われます。それは、支援員として利用者に日々接しているとは言え、現状の人員配置基準では数多くの業務に追われてしまいマンツーマン対応にはならず、ひとり一人とじっくり向き合う時間を確保しづらいことにもあります。

利用者としても、じっくりと寄り添ってくれる支援員には本心を表現してくれるようになるでしょう。しかし支援員が業務に追われ、挨拶程度や事務的なやり取り程度がコミュニケーションの主体になってしまえば、なかなか本心は出してくれないでしょう。人の主観を読み取ることは、容易に出来ることではありません。何より相互コミュニケーションのための「時間の確保」の拡大が不可欠です。

もちろん、理想の人員配置はマンツーマン対応です。しかし、そうも行かないことは理解します。現在の人員配置基準よりも、少しでも人の配置を拡充することで、コミュニケーションがさらに充実出来れば、と考えます。今回の条例提案に合わせて、理想の福祉の実現に近づけるための本県独自の人員配置基準があってしかるべきです。

そうしない限り、「当事者目線」とは言うものの、何をもってして当事者目線とするのか、そう簡単なことではなく、言葉遊びになりかねません。

● そこで、知事に伺います。

本条例(案)の目的を達成させ、真の意思決定支援に近づけるために、人員配置基準も神奈川モデルとして人の配置を拡充すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

【さらなる処遇改善の拡大について】

支援員は皆、優良なサービスを提供しようと日々、一所懸命に職務にあたってくださいしています。

優良なサービスを提供し人権を守るためには、優良なサービスを提供出来るマンパワーが必要です。

優良なサービスを提供するためには、「優しさ」や「行動力」だけではなく「観察力」や「洞察力・想像力」、「リスク察知能力」なども重要。それらを発揮するためには、相応のエネルギーが必要になり、支援員たちが個々のモチベーションを高く維持し、継続させて行く必要があります。

崇高な条例(案)の理念を実現させるには、先ずは人材を確保した上で、個々の職員がモチベーションを高め維持することが必須です。

福祉職員のモチベーションを高める内発的な動機は、従事していらっしゃる支援員たちは、すでに皆さんお持ちだと考えます。

一方で、支援員に対する処遇が、外発的な動機を促進させるものとしては不十分であると感じるのは、私だけではないと思います。であるがゆえに、条例(案)の中でも処遇改善に言及されています。障害者福祉に従事する職員たちが、今の処遇に満足しているとはとても考えられません。そのためには、賃金アップは不可欠です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査を基にすると、令和2年の医療・福祉施設系を含む介護分野の職員の平均賃金(月収換算)は29.3万円。一方、全産業の賃金の平均値は35.2万円。

給与が他職種と比べて低いことには理由があります。けっして各事業者が給与を抑制しているわけではなく、福祉・介護業界の構造的な仕組みのため、保険制度で売り上げに上限があることが大きな原因の一つです。通常の経済活動では、社員が頑張ると収入が上がり報酬に反映されますが、福祉系は頑張って働いて利用者には喜んでもらっても報酬単価は変わりません。「みんなで頑張って売り上げをアップさせ、昇給させよう」とは行かないのです。「利用者の笑顔」だけでは福祉従事者のモチベーションをカバーしきれません。このことは国も把握しており、かねてより処遇改善加算による処遇改善の動きはあります。しかし他業種と比較すると、まだまだ待遇・処遇面で難があり、人材不足が常態化していることは周知の事実です。

福祉職は、世間一般で思われているよりも、はるかに難しい仕事だと感じます。体力、忍耐力、経験、病気や障害への知識、勉強等が必要で、誰にでも出来るわけではありません。一定以上のスキルが求められる仕事です。しかも、人の生命を預かっています。しかし、それに見合った報酬ではないがゆえに、多くの現場で人手不足になっているのです。

知事の提案説明では、以下の通り発言されております。

「条例素案に対し、『人材確保に関しては踏み込んだ規定にすべきである』、『支援する人の職場環境や処遇改善、心身のケアなども重要』、等など、大変貴重なご意見をいただいたところであり、今回提案した条例案には、これらの意見をしっかりと反映しています」。

その通りです。ならば、実行するのみです。

福祉施設において「利用者ファースト」であることはもちろんですが、同レベルで「支援員ファースト」を講じることで、より優良なサービスの提供にもなり、そのことで利用者と支援員との相互の信頼度がアップし、利用者も本音・本心を表現出来るようになると思います。

● そこで、知事に伺います。

当事者目線を標榜した本県独自の条例提案であるのであれば、神奈川モデルとしての独自の処遇改善の拡大～充実は、直ちに実行すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また人材確保に難儀している高齢者入居施設も同様の課題を抱えていると考えます。併せて、介護職員のさらなる処遇改善も実行すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

【コロナ対策～入所施設への人的支援について】

今定例会の冒頭、知事の提案説明にもあった通り、新型コロナウイルス感染症対策の出口戦略を構築することには同意します。

ただし、あくまでも特別扱いすべきでないのは、重症化しづらいオミクロン株に限定したことであって、今後のコロナウイルスとの共存の中では、肺炎を引き起こすなど重症化する変異にも対応することを考えなければなりません。併せて、後遺症についての解明も必要です。

障害者や高齢者には、基礎疾患をお持ちの方も多くいらっしゃいます。

重症化しづらいオミクロン株であったとしても、コロナのクラスターが発生した際には、入所施設は大混乱します。「密」で接しなければサービスが成り立たないゆえに、感染リスクは限りなく大きくなり次々に連鎖します。

そして、常日頃から人材不足に難儀している福祉業界において、従事者＝スタッフのクラスターは致命的なダメージを与えかねません。通所施設はサービスを休止出来るものもありますが、入所施設はサービスを止めることが出来ません。入所施設でのサービス休止は、入所者の生命にも関わります。

以下は、入所施設の管理者からヒアリングしたものです。

- ① 防護服、マスク、手袋、検査キット、消毒用品、等々、物資の支援。
- ② 施設内のゾーニングや感染対応の実地支援や研修など。
- ③ 支援の現場への人的支援。夜勤、日中の対応。応援職員の派遣。
- ④ 濃厚接触対応した職員が帰宅出来ない場合の宿泊施設の手配、費用負担。

まず県行政には、これらの支援の充実を考慮し検討いただければ、と申し述べます。

本県では、クラスター認定された施設に対し、スタッフの応援職員派遣事業を行っていることは承知しています。しかし、感染力が強くクラスターが広範囲に拡大した場合、多くの施設で同時にクラスターが発生するため、応援職員派遣事業を利用出来る施設は限定的に留まります。

福祉職のOB等、即、現場対応可能な人材バンクなどを準備する必要性を感じます。

第8波や、その他インフルエンザをはじめとするあらゆる感染症にも備えねばなりません。

しかし、現状の体制では、現実的に応援職員派遣事業は十分に機能していないのです。

● そこで、知事に伺います。

利用者の生命にかかわる福祉サービスが停止することのないよう、障害者および高齢者入所施設に対する応援職員派遣事業を実際に機能させるため、支援員人材バンク等を設置するなど人的支援対策を充実させ、その制度を確固たるものにすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

【コロナ対策～入所施設への財政および物的支援について】

クラスターが発生すると、スタッフは毎回毎回、勤務に入る前に抗原検査キット等によるチェックが必須です。N95マスクや防護服も必須です。消毒用品などの衛生関係の消費量も増大します。これらの出費は大きな負担になります。

繰り返しますが、「密」でなければサービスが成り立たないゆえに、感染拡大リスクは限りなく大きくなります。さらに、グループホームなどの規模の小さい入所施設では、施設内のすべてがレッドゾーンになる恐れもあります。ゆえに、利用者とスタッフの全員が濃厚接触することもあります。

家庭の事情で、自宅に帰りづらいスタッフは、ホテル等での宿泊を余儀なくされる場合もあります。

通常着用する不織布マスクであっても、スタッフの身体的な負担は大きくなります。まして、真夏にクラスターが発生した場合、常時換気のために冷房効果が得られない環境下でのN95マスクや防護服を着用しての支援は、想像を絶する負担になります。

クラスター発生後に勤務するスタッフについては、相当なストレスを受けることは容易に察せられるため、危険手当に準ずる手当の必要性も感じます。

また、真夏や真冬において、常時換気で外気を遮断しないままでの冷暖房はフル稼働で、光熱費も高額になりますが、物価の高騰が続く中、入所施設等では利用者負担に転嫁出来ないことから、非常に厳しい状況にあります。

等々、サービスを止めないための「かかり増し経費」は、どんどん積み重なって行きます。

● そこで、知事に伺います。

サービスを止めることの出来ない入所施設に対する財政支援および物資支援を拡大～充実すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

併せて、すでに終了している空間対策等の感染防御設備導入費用への支援を検討～再開すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年9月21日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 さとう 知一

1. 新型コロナウイルス感染症 PCR 等検査無料化事業の実施について

本県においては、「感染している可能性に不安を抱える方」「あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方」「濃厚接触者でない方」を対象に県内在住など一定の条件のもと、PCR 検査及び、抗原検査を無料でおこなっています。

これは、知事が特借法第 24 条第 9 項等に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対し、ワクチン接種済者を含めて、検査を受けることを推奨するものであります。

厚木市内のある診療所では、県の趣旨に共感し、さらに保険で行う検査と同等の資金補助を約束されたことから、4 月から無料 PCR 検査を深夜まで行って頂いています。

高齢者施設等で働く若い職員は、無症状であっても検査で陽性となることが度々あり、この検査無料化事業は、クラスター発生を未然に防ぐことにつながる事業であると高い評価を受けています。

一方、当該診療所からは、「(4 月から開始し) 8 月に入っても検査費用が支払われないため、無料 PCR 検査診療所は検査に必要な実費が支払えず閉鎖せざるを得ない」との声がある等、県の先進的な制度を維持するための早急な対応を求める声がありました。

そこで、知事に伺います。

新型コロナウイルス感染症 PCR 等検査無料化事業の実施については、協力して頂ける医療関係者に対して、スムーズな対応をすることが、今後の協力を頂く上でも不可欠と考えますが、知事の所見を伺います。

2. 療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）の発行について

新型コロナウイルス感染症療養証明書は、療養終了後に民間の医療保険の受給申請をする際などに必要となることがあります。県と保健所を持つ市がそれぞれ発行し、いずれも電子申請や郵送で発行を申し込むものでありますが、保健所を持つ横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町の 6 市 1 町は、申請から 2 週間から 1 か月程度で発行していると報道されています。

県は、今年初めの第六波から発行に遅れが生じ始めたということではありますが、厚木市民においては、申請から発行まで 4 か月以上かかった例がある一方、同じ時期に申請した家族間においても、発行日数が大きく異なる事例もあると承知しています。

療養証明書の発行が遅れることで、生活に支障をきたす県民もいらっしゃいます。

こうした事例を鑑み、感染者自身が個人情報登録する国のシステム「My HER-SYS (マイハーシス)」も県では遅れて導入したと承知しておりますが、そもそも、保健所設置市と比べ、県による発行が遅いことに不安を持つ県民も多くいます。

全国的なこうした傾向を受け、令和4年9月1日付で生命保険協会及び日本損害保険協会がプレスリリースを行い、新型コロナウイルスにり患したことが確認できる代替書類として取り扱い可能な書類例を示しています。

My HER-SYSの証明（届出対象の方（みなし陽性を除く）のみ取得可能）も含め、新型コロナウイルスにり患したことが確認できる代替書類として利用可能性のある書類例を広く周知するなど、県としてできることもあると承知しています。

そこで、知事に伺います。

新型コロナウイルス感染症療養証明書発行については、現状、県内保健所設置市に比べて、大幅に遅れる傾向にあると承知しています。終息が見通せない中、何らかの対応が不可欠と考えますが、知事の所見を伺います。

3. 今後のベトナムとの交流事業について

本県は、ベトナムと神奈川県両地域の相互理解を深め、将来にわたる両地域の継続的な成長と発展を目的として、2015年から「ベトナムフェスタ in 神奈川」を開催しています。

民際外交を旗印に国際交流を重ねてきた神奈川県ですが、黒岩知事は、ベトナムと神奈川の交流を対等な立場で推進してきました。ベトナムの要人が来日し、政府を訪問するときも、自治体の中では唯一、神奈川県の黒岩知事に面会して帰国することも珍しくはないと大使館関係者からも言われるほど強い関係を築いてきました。

つまり、ベトナム政府や大使館関係者にとっても「ベトナムにとって神奈川県だけは特別」との認識であるとのことでもあります。

「ベトナムフェスタ in 神奈川」と「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」は、2020年度、2021年度については「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催なし」となりました。

今年度においては、「ベトナムフェスタ in 神奈川 2022」の文化交流プログラムを2022年9月10日（土曜日）・11日（日曜日）の二日間、県庁前の「日本大通り、神奈川県庁本庁舎、象の鼻パーク、象の鼻テラス」を会場として開催しました。

日本大通りを中心としたエリアで開催されたベトナムフェスタではありますが、3年前と比べても、お集まり頂いた方々の人数も大幅に増え、また、ベトナム人比率も非常に高くなった印象があります。

前回までは、東京都の代々木公園で開催されているベトナムフェスタと比べると日本人比率が非常に高く、あまり、在日ベトナム人も居られない印象があり、あわせて、お集まり頂いた方々も代々木と比すれば、あまり多くなかったように感じていました。地域イベントとしては、県民にとってベトナムを知ることが出来、楽しめるイベント

でありましたが、今回は、東京のベトナムフェスタと比べても、勝るとも劣らない規模とクオリティーで開催されたように感じました。

平成 30 年 6 月 25 日 県議会本会議一般質問において、「ブランド構築の視点から、エリアとしての「日本大通り」をもっと活用するべきである」と知事に問い、知事からは、駐日ベトナム大使館との共催による「ベトナムフェスタ in 神奈川」等の開催を例に挙げ、「今後、日本大通りにおいて、民間事業者等とも連携しながら、土日などにより多くの文化イベント等を開催し、「日本大通り周辺では、いつも何かしらの文化イベント等を実施している」というイメージを地域ブランドとして育て上げ、地域全体の知名度向上を図ってまいります。」というご答弁を頂きました。

その 3 か月後となる 10 月 7 日（日曜日）から、毎週日曜日の午前 9 時～午後 5 時は、県庁前の日本大通りが歩行者天国となることが発表されました。

その後中止となったこの県庁前の路上を開放して音楽やパフォーマンスを披露する「マグカル開放区」は、3 年ぶりに 10 月から再開すると発表されています。これに先立つ形で、再開された大規模イベントとなる「ベトナムフェスタ in 神奈川」の成功は、県民にとりましても明るいニュースとなったものと承知しております。

そこで、知事に伺います。

「ベトナムフェスタ in 神奈川」「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」をはじめとする本県のベトナム関連イベントについては、来年に控えている日越外交関係樹立 50 周年に向けて、今後の日本とベトナムの友好協力関係の促進にも寄与すると確信しますが、今後のベトナムとの交流事業について、どのように継続していくのか、知事の所見を伺います。